

《佐野モデルⅡ》について

部活動改革については、令和7年12月に文部科学省から示された「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下、「新たな国のガイドライン」という。）に基づき、令和8年度から「改革実行期間」が始まりました。

これを受けて佐野市では、これまでの取組を整理し、令和7年度末をもって計画期間が終了となった《佐野モデル》に代わる次期計画として、今後の部活動地域展開の方向性を改めて示したものが「部活動地域展開推進計画《佐野モデルⅡ》」です。

策定の趣旨・目的

- 少子化が進む中であっても、将来にわたり、佐野市のすべての子供たちが、主体的かつ継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるようにすること。
 - 障がいのある生徒や運動や文化芸術活動が得意でない生徒を含め、すべての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備すること。
- あわせて、以下の事項にも考慮します。
- ・学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ること。
 - ・地域におけるスポーツ・文化芸術活動のさらなる充実につなげていくこと。

目標

【基本目標】

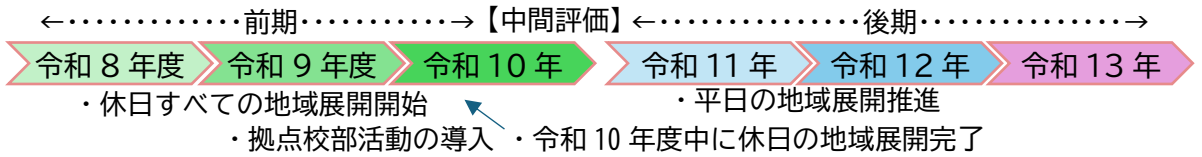
学校と地域が連携・協働して、生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保・充実を図ります。

【活動目標】

休日の学校部活動の地域展開	佐野市立中学校・義務教育学校（後期課程）の休日に活動している部活動は、令和10年度中に、すべて認定地域クラブ活動に展開します。
平日の学校部活動の地域展開	実施可能な部活動は、認定地域クラブ活動に展開します。 ※ 令和11年度以降、国の改革実行期間（前期）後の中間評価の段階で改めて策定される取組方針に基づき、平日の地域展開を推進します。
生徒のニーズに応じた活動の整備	すべての生徒がそれぞれの希望に応じて、多種多様な体験ができる体制を整備します。

計画期間

- 計画期間は令和8（2026）年度～令和13（2031）年度の6年間
※令和10年度後半に中間評価
→必要により、《佐野モデルⅡ》の見直し



認定地域クラブ活動の整備

- 佐野市で整備する認定地域クラブ活動は

- ・学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出する活動
- ・義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動
- ・競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質能力等を育てることを主な目的とする活動
- ・生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動

「佐野市認定地域クラブ活動の認定に関する要領」に基づき整備

- 認定地域クラブ活動の整備

- ・学校部活動の認定地域クラブ活動への展開促進 → 適切な活動規模を確保するための認定地域クラブ活動の枠組み整備
- ・生徒のニーズに応える新たな種目クラブの創設（新種目クラブの設置、既存の民間クラブ等の認定）
- ・運営団体・実施主体への支援、役割分担の明確化

佐野市は部活動改革の責任主体であり、活動についての最終的な責任は佐野市

認定地域クラブ活動の実施内容

- 対象とする学校部活動及び生徒

- ・佐野市立内に設置された中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む）の全部活動を対象に地域展開を推進
- ・佐野市が整備する認定地域クラブ活動には、市内の栃木県立中学校、私立中等教育学校の生徒、佐野市在住で市外の中学校等に通学する生徒の参加も可
※希望するすべての対象生徒が参加できる活動として選抜は行いません。また、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」との考えの下、佐野市教育委員会において中学校区等に基づき参加できる認定地域クラブ活動（個別の活動種目）を定めます。
なお、生徒が参加する学校部活動と連携する認定地域クラブ活動への参加を原則とします。

- 活動日及び活動時間

- ・休日の活動は1日3時間程度以内、平日も活動する場合は、1日2時間程度以内、学校部活動と併せて週11時間程度以内
- ・休養日は、学校部活動と併せ、平日週1日以上、休日の週1日以上の休養日を設定
※学校部活動と併せて週あたりの活動時間が11時間程度以内、かつ、週2日以上以上の休養日が設けられるならば、休日に2日連続して活動することも可

- 参加費

- ・認定地域クラブ活動の運営費は当面の間佐野市で負担、今後、保護者に運営費の一部を負担していただくことを検討

- 指導体制の確立

- ・スポーツ指導に関する公的認証制度の活用（スポーツ団体ガバナンスコードの取得、日本版DBSへの加盟）
- ・安全管理、健康管理及び事故防止の徹底 ・障がいのある生徒の活動機会の確保

- 認定地域クラブ活動指導員の確保及び資質向上

- ・指導員の資質向上のための研修体制の充実 ・佐野市認定地域クラブ活動指導員バンクの設立 ・兼職兼業教職員の活用体制の整備

- 活動場所の確保及び施設管理

- ・学校施設の活用 → 施設管理体制の整備 学校と運営団体は、「学校施設利用に関する覚書」を締結

学校との連携

- 認定地域クラブ活動と学校部活動の連携

- ・活動方針、活動状況、スケジュール等の共通理解 ・参加生徒の活動状況の共有

学校部活動の在り方

- 適切な運営のための体制整備

- ・認定地域クラブ活動との連携を踏まえた活動方針の策定
- ・部活動指導員の配置（主に平日）

- 安全管理の徹底及び合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進、活動日及び活動時間

- ・認定地域クラブ活動に準じた安全管理の徹底
- ・認定地域クラブ活動と連携した活動日及び活動時間の設定

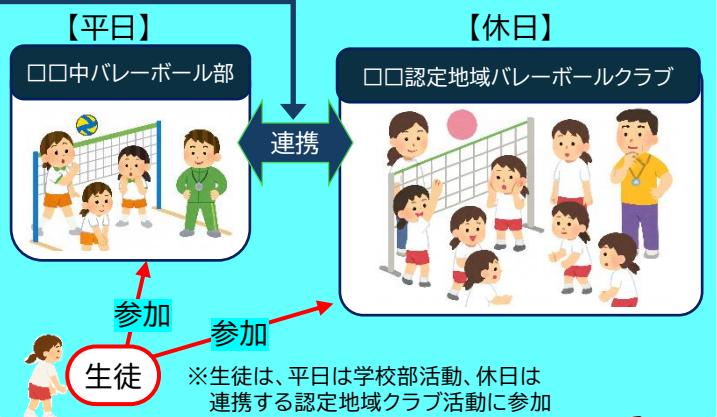
- 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- ・拠点校部活動の導入（令和9年度から、平日も含めた部活動地域展開完了まで）

大会及びコンクール等の参加について

- ・大会及びコンクール等への参加は、学校単位から認定地域クラブ活動単位に順次移行

生徒の活動のイメージ



担当

教育部 教育総務課 教育政策係
TEL 0283(20)3106 E-mail:kyoiku@city.sano.lg.jp

